

令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)安全衛生管理計画書

会社名 株式会社 大石建設

代表者名 代表取締役 大石 勉

令和5年4月1日 作成



安全衛生方針

ひとりKYを活用して、労災ゼロの目標を達成しよう

特定した危険・有害要因 → 特定した危険・有害要因に対しての実施事項(除去又は低減策)

- 現場にあった作業手順書作成の実施が不十分 → 作業手順書に現場独自の手順・危険要因を盛り込んで作成し、作業員全員に周知する。
- 新型コロナウイルス対策の緩和 → 国の指標や現場のルールに従って、毎日の体調管理を気を付ける
- 軽微ながら車両交通事故が多く発生 → 個々の交通事故の反省とドライブレコーダーの活用

安全衛生スローガン

声に出そう・指差呼称、一人KY!!

安全衛生計画

重点施策	実施事項	管理目標 (管理点)	実施担当	実施スケジュールと評価スケジュール			実施上の留意点
				4月～6月	7月～9月	10月～11月	
墜落転倒災害の防止	1 作業主任者の選任及び作業の現場指揮、監督の徹底 2 墜落の恐れがある作業等では脚輪を使用設置し、安全帯を使用する 3 作業経路の確保、開口部等には墜落防止施設を設置を徹底する 4 可搬式作業台等からの墜落防止措置の徹底 5 現場一人KYを実施して、繰り返し発生をなくしよう(つまずき転倒)	無事故無災害	宮下 修	↓			従業員全員に対する周知徹底の確認
飛来物落下災害の防止	1 反構独立、解体等の作業を行う場合には、作業区域内の関係者以外の立入禁止措置をする。 2 足場等の高所には、落ちやすい物は置かない。 3 作業の必要がある時は、結束するか、帯、袋等に収納する 4 カレーの玉取作業は、作業者が行い、用具はその日の作業開始前に点検検査を指示して的確な点検を行わせる。 5 玉掛け作業のつり、移動は確実に実施する。	無事故無災害	宮下 修	↓			従業員全員に対する周知徹底の確認
建設機械災害の防止 クワ車両災害の防止 通勤交通災害の防止	1 建設機械の運転業務は、有資格者に運転させる。 2 資格証を確実に携帯する。 3 建設機械クワ車両等の作業場所、巡回範囲内通行業務等は関係者以外の立入禁止の措置を講じる。 4 建設機械、車両の運転管理と関連に付いた適切な研修を受ける。 5 カレー、車輪等は転倒防止の十分な点検業務を徹底する。 6 路面に適した運転、スピードダウンの実行	無事故無災害	宮下 修	↓			従業員全員に対する周知徹底の確認
安全衛生教育の実施 熱中症対策の強化 新型コロナウイルス対策の緩和	1 暑入れ時、送り出し、作業要員の教育 2 職長・安全衛生責任者教育(能力向上教育)の実施 3 技能講習の高達実施及び特別教育の自社実施の徹底 4 熱中症、風邪の発生管理と関連に付いた適切な研修を受ける 5 暑への移行、季節性の感染症と関係の対応	随時 年1回 随時	尾崎 豪一	↓			作業員が積極的参加するよう指導を行う

作業所共通の重点施策・実施事項

重点対策	実施事項	重点対策	実施事項
墜落転倒災害の防止	親綱・墜落制止用器具の使用徹底 作業手順の周知、遵守(現場独自の手順の加筆) KY活動による危険要因の洗い出し(ヒヤリ・ハット報告、一人KY) 作業半径内の立入禁止 安全作業区画の設置 作業前計画の全員周知	クレーン災害の防止	アウリガーの地盤強度確認 吊金具・ワイヤー等の始業前点検 333運動の実施(合図は、ハツキリと) 深酒厳禁(二日酔いは飲酒運転です) ゆとりある時間設定(眠くなったらちよっと休憩) スピードダウンの実施
車両系建設機械災害の防止		交通災害の防止 (飲酒運転追放)	

安全衛生行事

4月	安全協力会総会(4/1)・社内安全ハットロール	10月	全国衛生週間(10/1～10/7)・社内安全ハットロール
5月	社内安全ハットロール	11月	社内安全ハットロール
6月	安全週間準備期間(6/1～6/30)・社内安全ハットロール	12月	年末年始労働災害防止期間(12/1～1/15)・社内安全ハットロール
7月	安全週間(7/1～7/7)・熱中症予防月間・社内安全ハットロール	1月	職長教育、特別教育開催(1月～3月)・社内安全ハットロール
8月	熱中症予防月間・社内安全ハットロール	2月	岩田地崎建設株式会社安全協力会定時総会参加・社内安全ハットロール
9月	全国衛生週間準備期間(9/1～9/30)・社内安全ハットロール	3月	定期健康診断・年度末労働災害防止強調月間(3/1～3/31)・社内安全ハットロール

安全衛生管理体制

安全管理者区分	役員	職名	氏名
安全衛生担当	代表取締役	社長	大石 勉
安全衛生管理	代表取締役	部長	石 豪文
安全衛生推進	取締役	部長	村田 規
安全衛生推進	取締役	部長	庄 裕
安全衛生推進	専任	部長	澤 司
安全衛生推進	専任	部長	小宮 修
安全衛生推進	専任	部長	宮下 修

- <概要>
- ・常時100人以上の労働者を使用するとき
  - ・常時50人以上の労働者を使用するとき
  - ・常時10人以上50人未満の労働者を使用するとき

- 総括安全衛生管理者を選任  
→ 安全管理者、衛生管理者、産業医を選任  
→ 安全衛生推進者(又は衛生推進者)を選任

特記事項